

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年3月16日

国立大学法人東京工業大学
契約担当役 事務局長 藤野 公之

1 工事概要

- (1) 工事名 東京工業大学（すずかけ台）G4-A棟MHD発電設備解体工事
- (2) 工事場所 神奈川県横浜市緑区長津田町4259（東京工業大学構内）
- (3) 工事内容 本工事は、すずかけ台団地のG4-A棟（SRC2 延べ面積 506 m²）におけるMHD発電設備（主な設備：MHD発電ガス圧縮機4.7×1.8×3.0m、再生熱交換器600φ×7.3m）の解体工事である。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和3年8月31日まで
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人東京工業大学契約事務取扱細則第10条及び第11条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3、4年度の文部科学省における解体工事に係るA、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成28年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。
- (5) 平成18年度以降に完成・引渡し完了した「発電設備（三相交流 出力200kVA以上）の解体工事」の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は、専任とするが、監理技術者の専任配置が求められる工事であつて、工事請負契約基準第11第1項第3号に定める監理技術者補佐を専任で置く場合には、監理技術者を専任としないことができる。
 - ① 1級建築施工管理技士（平成27年度までの合格者は登録解体工事講習修了証を有する者に限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者を言う。
 - ・1級土木施工管理技士（平成27年度までの合格者は登録解体工事講習修了証を有する者に限る。）
 - ・技術士（第二次試験において技術部門「選択科目」を建設又は総合技術監理「建設」とするものに合格した者に限る）（平成27年度までの合格者は登録解体工事講習修了証を有する者に限る。）
 - ② 平成18年度以降に上記(5)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
ただし、經常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ 經常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
 - ⑥ 監理技術者の専任配置が求められる工事であつて、監理技術者補佐を専任で置き、監理技術者を専任としない場合にあつては、監理技術者が①～⑤の要件を満たすほか、次の要件を満たすこと。
 - (イ) 監理技術者にあつては、兼任する工事現場の数が2を超えてはならない。
 - (ロ) 監理技術者補佐にあつては、①～⑤の主任技術者又は監理技術者と同様の要件を満たすこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人東京工業大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
- (9) 東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。
- (12) 次のURLに示す誓約書を提出している者であること。また、上記誓約書を提出していない者は、下記3(3)の申請

書及び資料の提出期限までに提出できる者であること。

URL <http://www.sisetu.titech.ac.jp/sisetu/02keiyaku/02contract/02nyuusatu/nyuusatukanren.html>

- (13) 本工事の現場事前確認を必須とする。令和3年3月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時00分から17時00分の間に現場確認を行うこと。確認に際しては以下の連絡先に問い合わせることで現場確認の日時を予約すること。

国立大学法人東京工業大学施設運営部施設整備課すずかけ台グループ

電話番号 045-924-5920

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒152-8550 東京都目黒区大岡山2丁目12番1号

国立大学法人東京工業大学施設運営部施設総合企画課総務・契約グループ

電話番号 03-5734-3405

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年3月16日から令和3年3月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時00分から17時00分まで

東京工業大学施設運営部ホームページにて無料で交付する。

URL <http://www.sisetu.titech.ac.jp/sisetu/02keiyaku/02contract/02nyuusatu/nyuusatukanren.html>

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和3年3月16日から令和3年3月26日 17時00分まで

上記3(1)に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参すること（郵送又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。）。

(4) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和3年4月14日から令和3年4月21日 14時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は上記3(1)に持参すること（郵送による提出は認めない。）。

開札は、令和3年4月22日 10時30分 国立大学法人東京工業大学施設運営部入札室（電子入札システム）において行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が事実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法 国立大学法人東京工業大学契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (5) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

- (6) 契約書作成の要否 要。

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (9) 詳細は入札説明書による。